

2019年4月1日

2019年度次世代ターゲットスポーツの育成支援委託事業に係る ターゲットアスリート選考規程

1. 次世代ターゲットスポーツの育成支援委託事業(以下、次世代タゲ事業*)に係るターゲットアスリート選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、JSC)からの委託を受け、パリ2024パラリンピックで優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該次世代タゲ事業に係るターゲットアスリート(以下、次世代ターゲットアスリート)選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、2019年度における次世代ターゲットアスリート選考基準を以下に提示する。

次世代タゲ事業*とは・・・

JSCからの委託事業であり、JSCよりターゲットスポーツとして認定を受けた「車いすテニス(男・女)」が対象。「男・女」にはそれぞれクアードクラスの選手も含む)

2019年度次世代タゲ事業の主な目的としては以下の2つを掲げる。

- ・2022年3月31日までにMPA(メダルポテンシャルアスリート)=ITFシングルスランキング8位以内を輩出、パリ2024パラリンピックにてメダルを獲得する。
- ・JSCのバックアップにより育成強化システム構築を図り、国内競技団体としてメダル獲得を継続できる体制を確立する。

2. 選考に際して基準とした事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること。
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること。
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること。
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること。
- ⑤ 2024年3月31日時点にて、満40歳以下であること。
- ⑥ 各クラスにおけるITFシングルスランキングが、以下に該当していること。

(男子クラス) ・55位以内

(女子クラス) ・31位以内

(クアードクラス) ・16位以内

※ランキングの高い順から優先的にサポートを行うこととする。

- ⑦ 次世代ターゲットアスリートの更新・追加は原則年2回(4月・10月)とする。
- ⑧ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

3. 次世代ターゲットアスリートとしての遵守事項

- 指定された合宿への参加
- 指定された国際大会への出場
- 指定された当協会事業への参加協力

※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化部に理由を書面にて申告、強化部の了解を得なければならない。

- 大会出場予定ならびに結果報告
- 健康など医学的状況変化の報告
- アンチ・ドーピングに関する各種規定
- 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
- 各種事業に係る活動報告書の提出（JWTA 事務局より提出依頼があった事業に限る）

以 上